

障害のある方が地域で安心して暮らせる社会の実現をめざします

沖縄県障害福祉計画について



障害者自立支援法の全面施行(平成十八年十月)に伴い、障害者に必要な福祉サービスなどが地域で計画的に提供されるよう、「沖縄県障害福祉計画」を策定しました。障害のある方が地域で安心して暮らすためには、障害者本人はもとより地域の皆さん、福祉業務に携わる方、県や市町村などが連携して取り組んでいくことが重要です。

Q1 障害者自立支援法とは？

障害者が、地域で安心して暮らせる社会の実現を目指した法律です。これまで障害種別ごとに縦割りでサービスを提供していたため、利用方法や窓口などが分かりづらかったことや、サービス水準の地域間格差があったことなどの課題点を解決して、障害のある方が利用できるサービスを充実させ、障害保健福祉施策の一層の推進を図るために制定されました。

Q2 県の役割は？

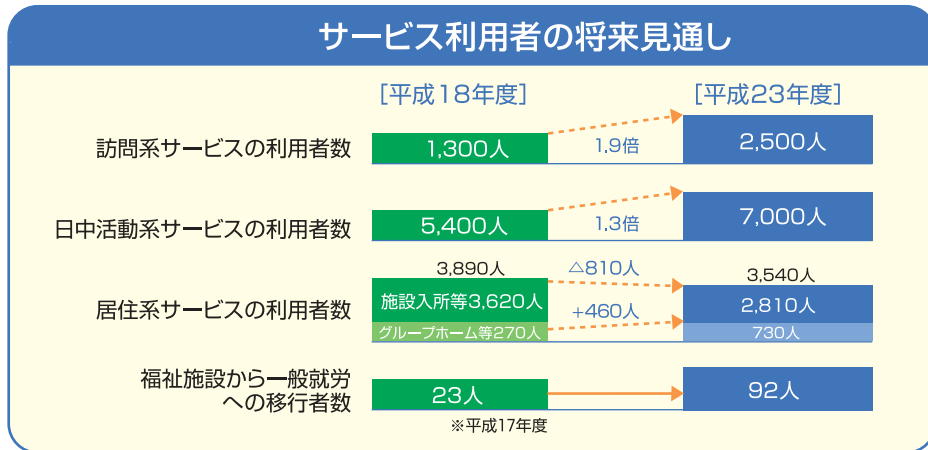
障害者自立支援法では、市町村及び県に「障害福祉計画」の策定を義務づけています。市町村は、実際に障

害福祉サービスを提供する立場から、県は各市町村がその計画を達成できるように広域的な立場から計画を策定しています。

県の計画では、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業(移動支援など)の提供体制の確保に関することを定めています。

Q3 計画はどのような内容になっているの？

「沖縄県障害福祉計画」では、障害者の地域移行(施設などを退所し、地域で自立した生活をする)と就労移行(一般の労働者と同じように働くこと)を柱とし、各福祉サービスの利用者数の将来見通しを立



○訪問系サービスの利用者数
福祉施設などを退所し、地域で自立した生活をする障害者を支援するため、居宅介護(ホームヘルプ)などの訪問系サービスの利用者数の増加を見込んでいます。

○福祉施設から一般就労への移行者数

障害者の就労を支援することにより、福祉施設から一般就労への移行者は、平成二十三年年度には、平成十七年度の四倍程度になるものと見込んでいます。

○日中活動系サービスの利用者数

地域で自立した生活をする障害者が増えることにより、地域生活を営むために必要な自立訓練や就労移行支援といった日中活動系サービスの利用者数の増加を見込んでいます。各市町村をはじめとする関係機関は日中活動の場づくり(生活介護や自立訓練・就労移行支援・就労継続支援・療養介護・児童デイサービス・地域活動支援センターなど)を進めていきます。

○居住系サービスの利用者数

地域生活への移行を推進する観点から、グループホーム及びケアホームの利用者の増加を見込んでいます。地域生活の受け皿となる住まいの場づくり(グループホーム・ケアホーム等)を進めていきます。



お問い合わせ ● 県障害保健福祉課 TEL:098-866-2190 FAX:098-866-6916